

広島県告示第六百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
永井歯科医院	三原市本町三丁目一四番三一号	平成二十九年七月二三日
森田歯科クリニック	尾道市東御所町四番一六号 一階	平成二十九年九月三〇日
医療法人社団 松前内科医院	大竹市西栄一丁目八番一三号	平成二十九年九月七日
堀田歯科医院	庄原市東城町小奴可二六五〇番地二	平成二十九年一〇月二日
ますだ薬局	東広島市黒瀬町檜原二四三番地九	平成二十九年九月一日
メリイ訪問看護ステーション 八千代	安芸高田市八千代町勝田四五九番地	平成二十九年九月三〇日